

- 13 「基礎年金」は厚生年金保険における所得再分配を行う役割を果たしていること

**「基礎年金」は厚生年金保険における  
所得再分配を行う役割を果たしていること**

**1 理解し伝えるべき項目**

- (1) **厚生年金の保険料は 18.3%で定率（労使折半）であり、賃金が高い者ほど多くの保険料を納める。**この保険料を財源とする 2 階部分の老齢厚生年金の給付額は、現役時代の平均賃金に比例する。すなわち、**現役時代の賃金が高い者ほど、老齢厚生年金の額は高くなる。**
- (2) 一方で、**1 階部分である老齢基礎年金の給付額は、満額年約 78 万円の定額給付**であり、保険料納付済期間が同じであれば、**現役時代の賃金（納付した保険料）の状況にかかわらず、給付額は一定**である。
- (3) 同じ保険料納付済期間の者について、現役時代の報酬が 2 倍、3 倍の差がある者を比較した場合、老齢厚生年金の額は同様に 2 倍、3 倍の差となるが、老齢基礎年金の額は一定額で変わらない。したがって、老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額を見ると、**定額給付である老齢基礎年金があることにより、厚生年金保険制度を通じて世代内の所得再分配機能が働き、現役時代の平均賃金が高い者ほど所得代替率が高くなる。**
- (4) 全国民を対象とする基礎年金は、個人の所得の多寡を問わずその **1 / 2 を国庫負担**で賄っており、所得の高い者が多くを負担している **税財源を通じた所得再分配**も行われている。
- (5) 公的年金において **所得再分配が行えるのは、国が行う公的制度だからであり、民間保険では実現できない機能**である。

**2 伝える際のポイント**

- (i) **定額給付である老齢基礎年金と報酬比例給付である老齢厚生年金の違い、定額部分があることにより所得再分配が行われている**

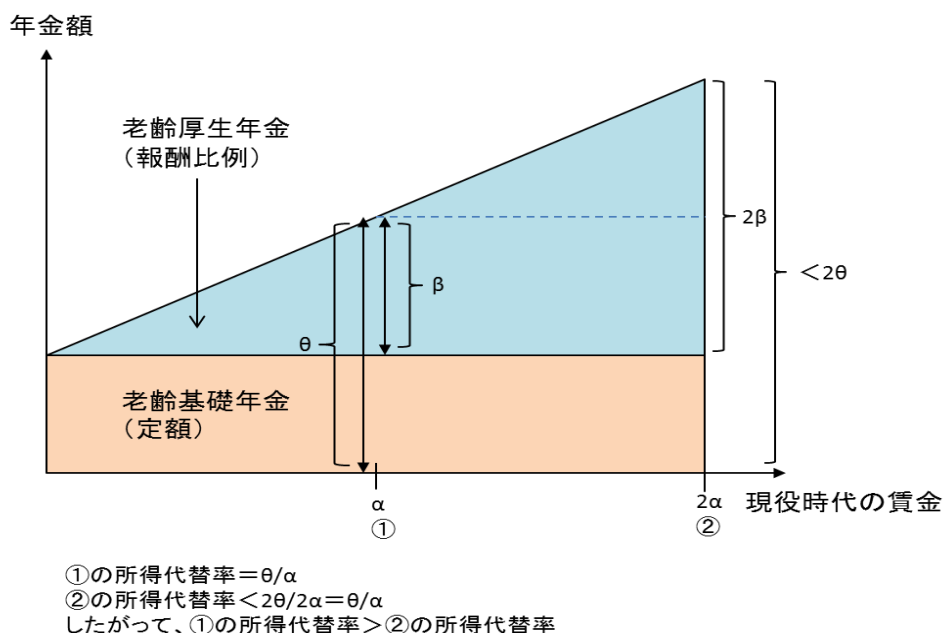
国民年金に加入している全ての人を受け取ることができる **老齢基礎年金は、満額年約 78 万円（月約 65,000 円）の定額給付**である。厚生年金加入者は、国民年金にも自動で加入しており、賃金に応じて納める **18.3%の保険料の中に、国民年金分（基礎年金分）の保険料も含まれている。**

一方、会社員であった人を受け取ることができる **老齢厚生年金は、現役時代の平均賃金に比例**する。したがって、老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額を考えると、「現役時代の賃金水準が 2 倍 3 倍となっても、年金額は 2 倍 3 倍とはならない」こととなる。つまり、「**年金額 / 現役時の平均賃金**」を示す **所得代替率は、賃金水準が低い者ほど定額の基礎年金**

13 「基礎年金」は厚生年金保険における所得再分配を行う役割を果たしていること

が納めた保険料額にかかわらず支給される分高くなり、賃金水準が高い者ほど逆に低くなる（図1）。具体的には、モデル世帯において、夫の現役時代の平均賃金が22万円である世帯の所得代替率は98.1%である一方、夫の現役時代の平均賃金が77万円である世帯の所得代替率は46.1%であり、40ポイント弱の差がある（図2）。このように、**公的年金保険制度は高所得者と低所得者の高齢期の所得格差を縮める機能（所得再分配機能）を有している。**

- 老齢基礎年金は定額
- 老齢厚生年金は、現役時代の賃金に比例
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額は、現役時代の賃金に比例せず、所得代替率は賃金が低い者ほど高くなる。



(ii) 基礎年金の国庫負担部分により所得再分配が行われている

1985（昭和60）年に導入された基礎年金制度は、全国民に共通の制度である。この基礎年金は、既に述べたとおり所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する給付となっており、その**給付額の2分の1が税財源で賄われている。**

**所得の高い者が多く負担している税財源を用いて、所得の多寡に関わらず基礎年金国庫負担2分の1が実現されていることから、基礎年金は税財源を通じた所得再分配機能**を有しているのである。

現役時代に所得が低く、国民年金保険料を納められない者も、**国民年金保険料の免除制度を活用すれば、国庫負担分の基礎年金を受給できること**

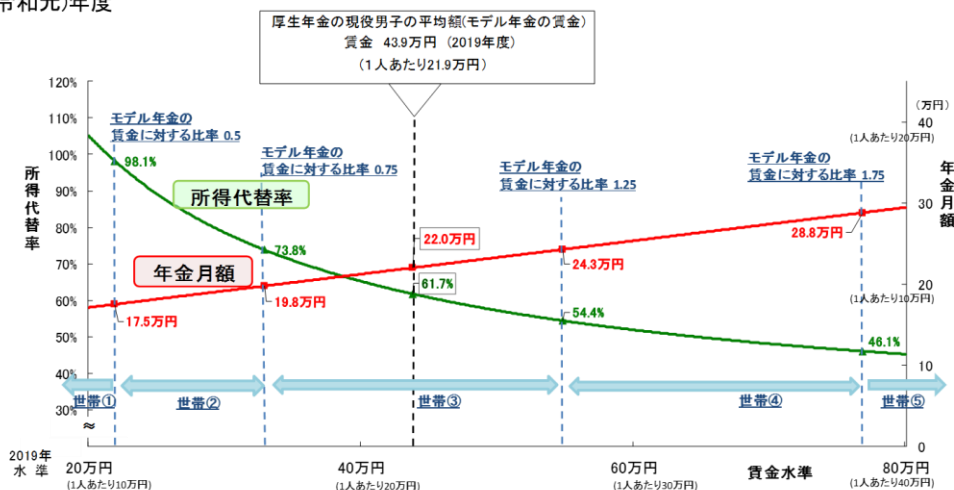
13 「基礎年金」は厚生年金保険における所得再分配を行う役割を果たしていること

からも、低所得者への所得再分配の意義は大きい。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2019年度)>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

○ 2019(令和元)年度



注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。  
 注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。  
 注3: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月~12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。  
 出典: 厚生労働省

(iii) 所得再分配ができるのは公的年金制度の特徴であること

この点、民間保険では、商品に所得再分配機能をつけることはできず、また、商品を買う消費者からの納得も得られない。公的年金保険制度は、国が行う公的な制度だからこそ、定額給付である老齢基礎年金と報酬比例の老齢厚生年金の2階建ての仕組みとし、国民皆年金の下、厚生年金で保険料に応じた給付を保障することで保険料を納める者の納得を得つつ(公平性の担保)、基礎年金(定額給付)を通じて所得再分配(格差縮小)も行うという仕組みを実現している。

(iv) 社会保障制度の再分配効果

公的年金保険制度のほか、医療保険制度、介護保険制度及び雇用保険制度などの社会保障制度は、全て所得再分配の機能を有している。例えば、高齢者世帯の平均当初所得(年金、医療等の社会保障制度による再分配前の所得)は約95.3万円であるが、再分配所得は350.2万円となり、約2.7倍になっている。この再分配所得の増加が社会保障給付の受給分であるが、その内訳は、年金・恩給69.9%、医療22.9%、介護6.4%、その他1.3%

13 「基礎年金」は厚生年金保険における所得再分配を行う役割を果たしていること

(平成26年所得再分配調査)となっている。このことを考えても、**年金の再分配効果がいかに大きく、高齢期の生活の大きな支えになっているかがわかる。**

3 振り返り

- |  |
|--|
| <p>(1) 基礎年金はどのように「<b>所得再分配機能</b>」を果たしているのか。</p> <p>(2) <b>公的年金保険制度に「所得再分配」の仕組みが組み込まれているのは何故か。</b>公的年金を含む社会保障制度による<b>再分配が、人々の生活や日本の社会にどのような利益(影響)</b>をもたらしているか。</p> |
|--|